令和８年４月１４日
事 務 局 長 決 定

「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」への取組方針について

放送大学学園は、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日策定、令和8年1月1日改正　内閣官房、公正取引委員会）に基づき、発注者として労務費の適切な転嫁を着実に進めます。

- 予定価格の作成に際しては、公表資料に基づく適切な労務費を反映します。
- 契約期間中の労務費の上昇分について契約金額への転嫁に対応します（転嫁を検討します）。
- 価格の根拠として提示される公表資料を尊重します。
- 受注者のみなさまとの契約金額の適正化を意識します。
- 労務費の転嫁を求められた場合には協議に応じ、求められたことを理由に不利益な取り扱いはしません。